(三) 指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
四(一) 保安林の所在場所　北海道留萌郡小平町字鬼鹿秀浦五五六（国有林。次の図に示す部分に限る。）、二九二の二・二九三・二九四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(二) 指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三) 指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
五(一) 保安林の所在場所　北海道樺戸郡新十津川町字学園二二の七・七二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(二) 指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三) 指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

○農林水産省告示第二千五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月三日

農林水産大臣　林　芳正

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに岩見沢市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一(一) 保安林の所在場所　北海道空知郡南富良野町字北落合二の一・一六の一・一七の一・一八の一・六〇の一・一二の一・一二八の二、五・一四五の三・三二四・四八二の一・四八三・五〇九の一・五一一・五二四の一・五二五の五・五七二の一・五七二の九・七七二の二（以上一八筆について次の図に示す部分に限る。）、七、一四、一五、一六の一七、一六の一八、九七の七、一一四の一、一一四の二、一二八の二、一二八の一一、一三一の一、一三五から一三九まで、一四一、一四三の一、四六四の一、四六五の一、四六六の一、四六七の一、四七三の九、五七二の四、五七二の五、五七二の一二、五七二の一三、五七四の二、五八〇の二から五八〇の四まで、五八一の一、五八五、五八九の一、五八九の一二、五八九の一四、五八九の一五、六〇二の一、六〇二の三、六〇二の四、六三九の一、六四四の二、六六五の一
(二) 指定の目的　水源の涵養
(三) 指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一) 保安林の所在場所　北海道釧路市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二) 指定の目的　水源の涵養
(三) 指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三(一) 保安林の所在場所　北海道紋別郡西興部村字上藻一〇五三の一（次の図に示す部分に限る。）
(二) 指定の目的　土砂の流出の防備
(三) 指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
四(一) 保安林の所在場所　北海道虻田郡真狩村字豊川二九八地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、二九五の一・三〇〇の一・四〇一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二九八、四〇〇の一、四〇〇の二
(二) 指定の目的　土砂の流出の防備
(三) 指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

○農林水産省告示第二千五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十月三日

農林水産大臣　林　芳正

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに釧路市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

一(一) 解除に係る保安林の所在場所　新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国字三国山四七二（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二) 保安林として指定された目的　水源の涵養
(三) 解除の理由　道路用地とするため
二(一) 解除に係る保安林の所在場所　新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国字三国山四七二（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三) 解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び湯沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百四十二号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

附則第三項の表二の項、三のロの項及び四の項利率欄中「一・三パーセント」を「一・二パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十五年九月十一日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第九百四十三号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十五年十月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
7JMW	141746	ALTAIR DREAM	平成25. 8. 5
7JPJ	141954	CORONA JOYFUL	25. 8. 30
7JPP	141978	第六十八八幡丸	25. 8. 1
7JPQ	141981	第七福洋丸	25. 8. 20
7JPW	141995	松柏	25. 8. 28
JD3550	141970	くれ	25. 8. 5
JD3552	141974	久宝丸	25. 8. 5